

ご注意ください!!

川崎港海底トンネル は、
危険物積載車両の通行が
禁止 又は **制限** されています。



- 違反しますと、6ヶ月以下の懲役または、30万円以下の罰金に処せられます。
- 禁止品目・制限品目については裏面をご覧ください。
- ただし、制限品目については制限量を超えても、午前0時から午前5時までに限り、事前の連絡（川崎港海底トンネル 換気所 : 044 (287) 1552 ）があれば走行可能です。

川崎市

●《禁止品目》

禁止品目のうち主な品目	備 考
ジアソジニトロフェノール、テトラセン等起爆薬 ニトログリコール、ニトログリセリン、四硝酸ペンタエリスリット等硝酸エステル 煙火（がん具煙火を除く） ニトロメタン等爆発性物質 塩化シアノゲン、シアニ化水素、四アルキル鉛、ホスゲン、クロルピクリン、二酸化窒素等 有毒性物質 シラン、ジシラン、トリシラン、ホスフィン等水又は空気と作用して発火性を有する物質	左記の危険物を積載する車両は全面通行禁止です。

●《制限品目》

制限品目のうち主な品目	通行禁止数量	備 考
（火薬類及びがん具煙火） 黒色火薬、無煙火薬等火薬 カーリット、硝安爆薬、ダイナマイト、テトリル等爆薬 工業雷管、電気雷管、信号雷管 その他火薬類取締法に規定する火工品 上記以外の火工品及びがん具煙火	10Kgを超えるもの 5Kgを超えるもの 100個を超えるもの 火薬類取締法に定める数量を超え その原料を成す火薬10Kg又は爆 薬5Kgを超えるもの	左記の数量以下を運搬する場合は、普通自動車及び四輪以上の小型自動車に積載し、かつ関係法令等の規定を遵守しているものに限り通行することができます。 なお、詳細については「危険物を積載する車両の水底トンネルの通行の禁止又は制限の公示」をご覧下さるか下記の機関におたずね下さい。 ※圧縮ガスのガス容積は、温度0°C、ゲージ圧力0Kg/cm ² の状態に換算したときの容積です。
（可燃性ガス及び毒性ガス） アセチレン、アンモニア、エタン、エチレン、塩素、塩化ビニル、水素、石油ガス、天然ガス等高压ガス取締法に規定する可燃性ガス及び毒性ガス 酸素	圧縮ガスの場合 ガス容積60m ³ を超えるもの※ 液化ガスの場合 600Kgを超えるもの （容器の内容積はともに120ℓ以上）	
（不活性ガス） アルゴン、空気、窒素、二酸化炭素、ネオン、ヘリウム その他高压ガス取締法に規定する可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス	圧縮ガスの場合 ガス容積90m ³ を超えるもの※ （容器の内容積120ℓ以上） 液化ガスの場合 18,000ℓを超えるもの （容器の内容積18,000ℓを超える）	
（毒物又は劇物） フッ化水素、フッ化水素を含有する製剤等毒物及び けいフッ化水素酸、臭素、ホルマリン等劇物	1,000kg以上	
（消防法別表に掲げる危険物） 硫化りん、赤りん、硫黄 特殊引火物 アルコール類 第一石油類 第二石油類 その他、酸化性個体、可燃性個体、自然発火性物質及び 禁水性物質、自己反応性物質、酸化性液体	100kg以上 50ℓ以上 400ℓ以上 非水溶性液体の場合は200ℓ以上 水溶性液体の場合は400ℓ以上 非水溶性液体の場合は1,000ℓ以上 水溶性液体の場合は2,000ℓ以上 危険物の規制に関する政令に定める数量以上	
（腐食性を有する物質） ナトリウムアミド 塩化スルフリル	200Kg以上 400Kg以上	
マッチ	50Kgを超えるもの	